

令和 7 年 6 月 2 5 日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本駆け込み寺に対する勧告について

目 次

勧告の概要	1
行政庁から法人に対する勧告書	2
公益認定等委員会から行政庁に対する勧告書	9
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	15



内閣府

令和 7 年 6 月 25 日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本駆け込み寺に対する勧告について

公益社団法人日本駆け込み寺に対して、内閣府公益認定等委員会が行った立入検査(※)により、同法人の事業運営に関して不適切な状況が明らかとなったことから、行政庁（内閣総理大臣）は、本日付けで、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

※当該法人の元事務局長と一緒にいた相談者とされる女性とともに警視庁に麻薬及び向精神薬取締法違反の容疑で現行犯逮捕された事案に関して実施したもの

この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。

（法人の概要）

法人設立 平成 23 年 7 月設立（平成 24 年 11 月公益社団法人に移行）

役員 理事 7 人（非常勤 5 名、常勤 2 名）、監事 1 人（非常勤）
（令和 7 年 4 月現在）

事業概要 DV・引きこもり・ストーカーなどに関する相談・助言・救援事業、普及啓発事業等

年間事業費 令和 5 年度：約 5 千万円

※地方公共団体からの補助金等及び寄附金を財源に活動

（勧告の概要）

認定法第 5 条第 1 号（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること）及び同条第 2 号（技術的能力を有すること）に適合するため、以下の措置を講ずること。

- （1）当該法人の相談等事業の実施が著しく困難となった事態の経緯、事実関係、要因の分析及び役員等の責任の所在の明確化
- （2）毀損された信頼を回復するための再発防止策の策定・実施
- （3）（1）及び（2）の分析及び検討に当たり、コンプライアンスに知見を有した第三者の意見を踏まえること。
- （4）勧告を受け、講じた措置の内容を令和 7 年 7 月 31 日までに行政庁に書面で提出すること。

【本件問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室

森田、倉田

TEL：5403-9538（直通）

【公印・契印（省略）】

府 益 担 第 3 4 1 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

公益社団法人日本駆け込み寺
代表者 清水 葵 殿

内閣総理大臣
石破 茂

勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号。以下「認定法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 勧告年月日

令和 7 年 6 月 2 5 日

2 勧告の内容

貴法人において、認定法第 5 条第 1 号（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること）及び第 2 号（技術的能力を有すること）に適合するため、以下の措置を講ずること。

- （1）令和 7 年 5 月 1 8 日に貴法人の元事務局長が、一緒にいた相談者とされる女性と共に警視庁に麻薬及び向精神薬取締法（昭和 2 8 年法律第 1 4 号）違反の容疑で現行犯逮捕されたことにより、相談等事業を実施する上で不可欠な法人への信頼が大きく毀損され、相談等事業の実施が著しく困難となった事態について、その経緯、事実関係及び発生要因を分析すると共に、貴法人における本件事件の関係者及び役員の責任の所在を明らかにすること。
- （2）上記（1）で分析した経緯、事実関係及び発生要因を踏まえ、同様の事態の再発を防止すると共に、毀損された法人への信頼を回復するための対応策を策定し、実施すること。
- （3）上記（1）及び（2）の分析及び検討に当たっては、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を踏まえること。
- （4）以上について、貴法人が講じた措置内容を、令和 7 年 7 月 3 1 日までに行政

庁に書面で提出すること。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」（令和7年6月25日付け府益第225号）の3に記載のとおり、貴法人において認定法第5条第1号及び第2号に掲げる基準に適合しないことが疑われることから、認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別紙報告様式により内閣府公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益法人認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあります。

5 報告期限

上記2（4）に記載の期限

6 報告方法

書面により報告すること。

【参考１】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）（抄）

（公益認定の基準）

第５条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～二十一 （略）

（勧告、命令等）

第２８条 行政庁は、公益法人について、次条第２項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

２ 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

３ 行政庁は、第１項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４・５ （略）

（公益認定の取消し）

第２９条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第６条各号（第２号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第１１条第１項の変更の認定又は第２５条第１項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第３項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

２ 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第５条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前２号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

３～７ （略）

【参考2】公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会/内閣府大臣官房公益法人行政担当室）（抜粋）

第2章 公益目的事業該当性の判断

第1節 総論

第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

（5）事業の合目的性の確保の取組についての確認事項

- 重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する（申請に係る審査時には、事案に応じ、通常、個人情報保護、安全性確保、事業の透明性確保、不正防止、犯罪・違法行為防止、財産保全及び募集等に関する規程の提出が必要。財源については、第3章第1（2）①ア参照）。

第5 監督に当たって特に考慮すべき事項（第6章監督 参照）

（5）事業の合目的性の確保

公益目的事業の趣旨・目的に照らし、申請書の記載内容に即して合目的に事業が実施されている必要がある。また、リスクの高い事業について、申請書に記載された対応が適切に実施されている必要があるほか、現実のリスクを踏まえて対応されることが求められる。

第3章 公益認定基準等

第1 公益認定基準（認定法第5条）

（1）法人の主たる目的（認定法第5条第1号）

- 一般法人は、多種多様な事業を自由に行うことができるが、公益認定を受けるためには、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」を安定的かつ継続的に実施するためにその利用可能な人的、経済的資源等を投下する意思及び能力等を有している必要がある。そこで、公益目的事業を行うことを主たる目的とすることが、公益認定基準として設けられている。

（2）経理的基礎及び技術的能力（認定法第5条第2号）

②技術的能力

- 適切に実施されれば公益目的事業に該当する事業であっても、専門技術を欠き、あるいは、コンプライアンスが確保されないなど不適切に実施されれば、想定した利益は実現せず、逆に大きな不利益が生じることにもなる。認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、コンプライアンスを確保しつつ事業を適正に実施するための技術、専門的人材や設備、体制などの能力の確保とする。
- 事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めるものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていな

いものと判断される場合もあり得る。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

内閣府公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

(別添報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]

令和 年 月 日

行政庁の長 氏名 殿

法人の名称

代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和 年 月 日（文書番号）をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担 当 者	
氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(別紙)

法人コード	
法人名	

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

(勧告事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。

【公印・契印（省略）】

府 益 第 2 2 5 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

公益認定等委員会
委員長 清水 新一郎

勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号。以下「認定法」という。）第 4 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- （1）法人コード：A019860
- （2）法人の名称：公益社団法人日本駆け込み寺
- （3）代表者の氏名：清水 葵
- （4）主たる事務所の所在場所：新宿区歌舞伎町二丁目 4 2 番 3 号

2 勧告の内容

公益社団法人日本駆け込み寺（以下「当該法人」という。）については、下記 3 に記載するとおり、認定法第 2 9 条第 2 項第 1 号に該当すると疑うに足りる相当な理由が認められることから、当該法人に対し、以下の措置を講ずるよう、認定法第 2 8 条第 1 項の規定による勧告をすること。

（必要な措置）

当該法人が認定法第 2 条第 4 号に規定する「公益目的事業」として実施する「駆け込み寺活動に関する事業」のうち「相談・助言・救援事業」（以下「相談等事業」という。）について、事業活動に伴う重大な不利益が発生するリスクに適切に対応することにより、同法第 5 条第 1 号（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること）及び同条第 2 号（技術的能力を有すること）に適合するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 当該法人の元事務局長が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）違反の容疑で逮捕されたこと（以下「本件事件」という。）により、相談等事業を実施する上で不可欠な法人への信頼が大きく毀損され、相談等事業の実施が著しく困難となった事態について、その経緯、事実関係及び発生要因を分析すると共に、当該法人における本件事件の関係者及び役員の責任の所在を明らかにすること。
- (2) 上記（1）で分析した経緯、事実関係及び発生要因を踏まえ、同様の事態の再発を防止すると共に、毀損された法人への信頼を回復するための対応策を策定し、実施すること。
- (3) 上記（1）及び（2）の分析及び検討に当たっては、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を踏まえること。
- (4) 以上について、当該法人が講じた措置内容を、令和7年7月31日までに行政庁に書面で提出すること。

3 理由

本件事件は、令和7年5月18日に元事務局長が一緒にいた相談者とされる女性（以下「本件相談者」という。）と共に警視庁に麻薬及び向精神薬取締法違反の容疑で現行犯逮捕されたものである。本件事件に関しては、本件相談者が元事務局長から「オーバードーズをするくらいならコカインや大麻を使った方がいい」と違法薬物の使用を勧められていたとの報道がなされている。

当委員会は、本件事件に係る報道を端緒として、同月23日に当該法人に対して当委員会事務局職員による電話聴取を行った上で、6月6日に当該法人の事務所に立入検査を実施し、当該法人の法人運営や事務局体制を始め、相談等事業に関して、相談者らに重大な不利益が生じるような不適切な状況となっていないか事実確認を行った。

この結果を踏まえ、当委員会において、認定法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が認定法第29条第2項第1号に該当するかについて審査したところ、以下の事実関係等が認められた。

(1) 関係法令等

公益法人は、公益認定の基準である認定法第5条各号に適合する必要があるところ、同条第1号は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。」と定めている。

公益目的事業について、認定法第2条第4号は、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいうと定めており、その具体的な判断は、

認定法の審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会、内閣府大臣官房公益法人行政担当室。以下「ガイドライン」という。）に基づき行うこととしている。

ガイドラインでは、公益目的事業該当性を判断する上で、事業の合目的性の確保に関し、「重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する」こととしている（40ページ）。

また、監督に当たって考慮すべき事項として、「公益目的事業の趣旨・目的に照らし、申請書の記載内容に即して合目的的に事業が実施されている必要がある。また、リスクの高い事業について、申請書に記載された対応が適切に実施されている必要があるほか、現実のリスクを踏まえて対応されること」を挙げている（45ページ）。

加えて、認定法第5条第2号は、「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。」と定めている。

技術的能力については、「コンプライアンスを確保しつつ事業を適正に実施するための技術、専門的人材や設備、体制などの能力の確保」としており（87ページ）、その公益目的事業に照らして必要な能力を具備する必要がある。

（2）事実関係

ア 当該法人は、東京都新宿区歌舞伎町に所在し、公益目的事業である「駆け込み寺活動に関する事業」として、DV、家庭内暴力、ひきこもり、虐待、多重債務、ストーカー、自殺など、年齢、性別、国、宗教を問わず、被害者、加害者を問わず、人生のさまざまな問題を抱えた人々をサポートするため、無料の相談・助言・救援（相談等事業）などの事業を行っている法人である。

また、当該法人のホームページ（以下「HP」という。）には、「日本駆け込み寺は”どのような悩み”にも寄り添います。」との記載があり、その「悩み」の例として、反社会的勢力トラブル、アルコール依存症、薬物依存症などを掲げている。

イ 本件事件の発生を受けて、当該法人は、令和7年5月26日に本件事件に対する認識と再発防止策を記載した文書である「今後の運営方針について」を発表している。

その文書では、当該法人は、本件事件について、元事務局長が本件相談者と個人的な連絡を取り、当該法人の外部で2人で面会していたことが原因の一つであるとしている。

ウ 当委員会事務局職員が、令和7年5月23日に電話で当該法人に対して本件事件の内容を確認したところ、次のとおり回答を受けた。

（ア）元事務局長は、令和7年5月17日に元事務局長が代表理事である一般

社団法人青母連（以下「別法人」という。）の活動の一環で本件相談者と飲食。その後元事務局長の部屋で共にコカイン使用。次の日の夕方逮捕された。（なお、当該法人及び別法人は、同一の所在地の別階に事務所を有している。）。

(イ) 当該法人の相談窓口は、月曜日から土曜日の１０時から２０時までであり、（本件事件の発生が業務時間外であったことから）時間も場所も当該法人の事業活動外であり、（本件相談者との飲食については、）元事務局長個人の活動という認識である。

(ウ) 自分（当該法人の元代表理事）は、別法人の共同代表者でもあるが、本件相談者のことは全く知らない。別法人関係の電話は元事務局長が対応していた。

(エ) 元事務局長の弁護士からは、本件相談者の両親が娘のホスト問題で別法人に相談したと聞いている。

エ 当委員会が立入検査により確認した事実は次のとおりである。

(ア) 当該法人は、相談等事業に関し、次のような内規を定めている。

(i) 公益社団法人駆け込み寺事務所運用ルール(職員対象)

① 「利用者の個人情報と鍵付きキャビネットまたはパスワード管理されたＰＣ内に厳重保管」

② 「個室での面談時は、必ず二名以上の職員が事務所内に在席している状態で行う。」

③ 「相談者との私的な連絡交換・ＳＮＳでのやりとりは禁止」
など

(ii) 相談員遵守事項

① 「利用者の個人情報や相談内容は厳重に管理し、第三者に漏らしてはならないこと」

② 「不適切な行為(利害関係の衝突、金銭の授受など)を避ける」
など

(イ) (ア)(i)の内規に関して、当該法人は、相談者に対してＨＰ掲載のメールアドレスや特定の電話番号以外から連絡をしない旨を伝えてはおらず、また、実際に相談者個人の連絡先を相談員とやりとりしていないかどうかは確認していない、としている。

(ウ) 当該法人は、本件事件発生後、元事務局長と面会できておらず、元事務局長と共に逮捕された本件相談者が誰であるのかも特定できていない、としている。

(エ) 本件事件の発生を受けて、当該法人は、本件事件当時在籍していた各相談員に対する調査を行い、その結果、元事務局長以外の相談員は違法薬物を勧めるようなことはやっていない、としている。また、別法人の相談者（娘がホスト問題を抱える親族ら）からも本件事件のような被害の

連絡はない、としている。

(3) 本件への当てはめ

上記(2)アのとおり、当該法人は、新宿区歌舞伎町という場所で駆け込み寺活動に関する事業として相談等事業を行っている法人であり、反社会的勢力トラブル、アルコール依存症、薬物依存症などを含め、どのような悩みにも寄り添う旨をHPにおいて明らかにして活動を行っている。

当該法人の所在地や相談事業の内容を考慮すると、違法薬物の販売人や反社会的勢力の関係者などと接触する機会があることは、当然に想定する必要があると言える。また、法人の業務に携わる者が違法薬物や反社会的勢力との関係を疑われるような事態が生じた場合には、当該法人に対する相談者からの信頼を毀損させる事態になることは明らかである。

本件事件について、元事務局長が違法薬物を勧めたとされる本件相談者は、別法人が行う相談事業の相談者であると説明しているが、その一方で、当該法人は本件相談者が具体的に誰であるのかも特定できておらず、本件相談者が当該法人の相談者であった可能性も否定できない。いずれにせよ、当該法人及び別法人は、上記(2)ウ(ア)のとおり、同一の所在地の別階に事務所を有し、いずれも相談業務等を実施し、当該法人の元代表理事及び元事務局長(本件事件時にはいずれも現職)が別法人の代表理事であるという状況は、当該法人自体が関与して作られた状況であることは明らかであり、別法人との関係の在り方も含め、当該法人として本件事件に全く無関係ということは困難である。

また、当該法人は、上記(2)エ(ア)(i)のとおり、相談等事業に関し、一定の内規を定めていたが、上記(2)エ(イ)のとおり、当該法人が相談者自身にHP記載のメールアドレスや特定の電話番号以外からの連絡をしない旨を伝えていないことなど、実効的な対応が執られていたとはいえ、結果として、本件事件の発生により、当該法人への相談者からの信頼が毀損され、相談等事業の実施が著しく困難となり、厳しい状況の下で相談・支援を必要とする多くの人々に対応できない事態を招くこととなった。

なお、上記(2)イのとおり、当該法人は、「今後の運営方針について」として、本件事件に対する認識と再発防止策を記載した文書を発表しているが、あくまでも本件事件を受けた緊急の対応であり、第三者の視点から今回の事態の経緯、事実関係や発生要因を十分に分析した上で、法人が毀損された信頼を回復するための十分な対応となっているか、なお検証を要する。

以上を踏まえると当該法人は、相談等事業に関して、上記(1)でいうところの「重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保」されているかについて、疑問があると言わざるを得ず、当該法人の事業が公益目的事業に該当するものとなっていない疑いがある。

また、上記(1)でいうところの技術的能力である「コンプライアンスを確

保しつつ事業を適正に実施するための技術、専門的人材や設備、体制などの能力の確保」もされていない疑いがある。

以上のことから、当該法人は、認定法第5条第1号及び第2号に掲げる基準に適合していないことが疑われることから、認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、当該法人に対して、認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

